

添付書類・申請要件確認チェックリスト

利用権設定申込書（基本構想 第4・1(1)④関連）

申込者氏名・名称			
申込担当者	部署名	ふりがな 氏名	TEL

★提出書類及び確認できた申請要件は、チェック欄の口にチェック（レ）をしてください。

★「法人」，「個人」欄の●印は、それぞれの場合に必須のものです。

★不足書類がある場合、または申請要件を充たさない場合には受付できません。

【提出書類】

No.	チェック欄	書類名	法人	法人以外	処理欄	
1	<input type="checkbox"/>	農業経営基盤強化促進事業利用権設定申込書	●	●		
2	<input type="checkbox"/>	利用権設定における確約書 (基本構想 第4・1(1)④イ関連)	●	●		
3	<input type="checkbox"/>	事業等の状況	●	●		
4	<input type="checkbox"/>	定款	●			
5	<input type="checkbox"/>	法人登記事項証明	●			

【確認事項】

No.	チェック欄	申請要件	法人	法人以外	処理欄	
1	<input type="checkbox"/>	●耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。(基本構想第4・1(1)④ア)	●	●		
2	<input type="checkbox"/>	●継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。(基本構想第4・1(1)④イ)	●	●		
3	<input type="checkbox"/>	●その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員(会社法上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者)のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の	●			

		<p>事業に常時従事すると認められること。 (基本構想第4・1(1)④ウ)</p>				
4	<input type="checkbox"/>	<p>●賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借又は使用貸借は解除されること。 (基本構想第4・1(7)⑥ア)</p>	●	●		
5	<input type="checkbox"/>	<p>●毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならないこと。 (基本構想第4・1(7)⑥イ)</p>	●	●	様式①渡す	
6	<input type="checkbox"/>	<p>●賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項についてあらかじめ定め、これを実行すること。 (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務 (イ) 原状回復の費用の負担 (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め (基本構想第4・1(7)⑥ウ)</p>	●	●		